

# 個人番号(マイナンバー)提示のお願い

平成28年1月1日より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます。)の施行に伴い、少額貯蓄非課税制度(マル優)に係るお手続きには、個人番号(マイナンバー)の提示をお願い致します。

個人番号(マイナンバー)を記載した申告書等の提出の際は、番号法における本人確認書類(番号確認書類+身元確認書類)が必要となります。

以下1~3のいずれかの組み合わせの確認書類をご用意いただきますようお願い致します。

## < 番号法における本人確認書類 ( 番号確認書類 + 身元確認書類 ) >

	番号確認書類	身元確認書類
1	● 個人番号カード (注1)	● 個人番号カード (注1)
2	● 通知カード (注2)	● 顔写真付き確認書類 いずれか1点 運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
3	● 通知カード (注2)	● 顔写真なし確認書類 いずれか2点 健康保険被保険者証、年金手帳、印鑑登録証明書、住民票の写しの原本、住民票記載事項証明書の原本

- ・ 書類に有効期限がある場合には、有効期限内のものをご用意ください。
- ・ 印鑑登録証明書、住民票の写しの原本、住民票記載事項証明書の原本の場合は、発行日より6ヶ月以内のものをご用意ください。
- ・ ご郵送の場合は、書類のコピー(印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書は原本)をご提出ください。

(注1)個人番号カードは、番号確認書類と身元確認書類の両方の確認書類となります。

(注2)個人番号の記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書も可能です。

(本件に関するお問い合わせ先)



新銀行東京 コールセンター  
0120-289-226

受付時間 9時~17時 (銀行窓口休業日を除く)